

構造改革特別区において、株式会社は学校設置主体となりうるのに対してNPO法人は不登校児等対象以外の学校の設置主体となることはできないとされていることについて、貴省は、NPO法人には「法人としての継続性・安定性に不安がある」ことが理由の一つとして挙げられていた。そのように判断した根拠及び、株式会社とNPO法人とに違いを設けている理由について、株式会社とNPO法人の法律的位置付けに基づきながら、説明されたい。

学校は公共性、継続性・安定性が不可欠であり、その学校を設置する法的仕組みとしては学校法人が法人制度として整備されている。学校法人は公益法人の一類型であり、公教育の担い手として、財団法人の要件が加重されて成立したという経緯がある。

NPO法人は、学校法人と同じく非営利を目的とする法人であり、学校法人との違いは学校を設置管理するにふさわしい組織や資産を備えることが求められていないことである。したがって学校を設置するのであれば、学校法人化を目指すことが本来の在り方と考える。学校の設置は学校法人が制度上予定されている。また、NPO法人は設立が容易で、多種多様な事業を行っており、法人制度上学校法人のような資産要件がなく、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものがありうるため、学校経営の安定性・継続性の面で懸念があると考えている。

ただし、NPO法人の中には、現に不登校児童生徒等の特別の配慮を要する子ども達に対する教育において、従来型の学校では必ずしも十分に対応できていない部分を補完している実態もあることから、これらの分野に相当の実績を有する場合に限り、特区において例外的にNPO法人による学校設置を認めることとしたものである。

これに対し、株式会社は営利を目的とする法人であり、法人の法的性格上、非営利である学校法人制度とは相容れず、株式会社が営利を目的としたまま学校法人化することは困難であることから、NPO法人の場合と同列には論じられない。

- 特区で学校設置を認める対象がNPO法人と株式会社で異なるのは、以上のような両法人が持つそれぞれの性格によるものである。したがって「法人としての継続性・安定性」に関する両者の制度上の差異を必ずしも根拠とするものではないことをご理解いただきたい。2月2日の特区・官製市場WGにおいても同様の立場からご説明申し上げているところ。

貴省説明によれば、学校法人には私学助成が適用され、株式会社やNPO法人の設置する学校には適用されない根拠は、学校法人のみが「公の支配」に属していることとしているが、私学助成を学校法人以外の法人に適用するに当たって、当該憲法89条の解釈以外の論点・問題点があれば、明示されたい。

特区基本方針においては、経済の活性化のため規制改革によって民間活力を最大限に引き出し、従来型の財政措置による支援措置は講じないこととされている。したがって、「公の支配」に係る憲法上の問題を法制的にクリアできるだけの監督規定等を整備し、新たな補助制度を創設することは、特区制度の趣旨と異なるものとする。

財政支援を受けたい株式会社・NPO法人については、校地・校舎の自己所有要件を緩和することで学校法人化を容易にしたところである。

平成15年の特区法改正時の考え方は、そのような財政支援は受けなくても株式会社やNPO法人のままで直接学校設置事業に参入したいというニーズに対応したものである。補助を可能とするために、学校法人並みの規制を加えるのであれば、学校法人化を志向していることに他ならないし、株式会社やNPO法人の特性を失わせてしまいかねず、特例を認めた趣旨を没却しかねない。

現行の学校教育法第1条に定める学校制度においても設置者やその役割の違いに応じて行財政措置は異なっており、1条校であることをもって必ず補助対象としなければならない訳ではない。